

『苫小牧市新たな行政改革プラン（仮称）素案について』に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和元年12月26日 ～ 令和2年1月24日（30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件（5項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1	1	<p>(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>)</p> <p>これまでの行政改革において財政状況の改善をはじめ、着実に成果が残った行政改革に評価しております。新たな行政改革プランには「発想の転換」が必要とあり、まさにこれからの行政改革は「まだないもの」を発想し創り上げる取り組みを行うと表現しております。私は大賛成です。これからの時代を見据え、既存にこだわらない大胆な改革が不可欠になっております。そういう意味においても（以下4項目）</p> <p>これからも更なる行政改革に邁進し、市民に貢献できる改革の取り組みを期待しております。</p>	<p>新たな行政改革プラン（仮称）では、これまでの行政改革の方向性を継承しながらも、新たな時代を迎えているという認識のもと、発想の転換により「まだないもの」を創り上げること（イノベーション）を強く意識してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、個別事項に対する御意見については、以下のとおり回答いたします。</p>	B
		<p>①協働の推進項目になるのではと思いますが、NPO法人日本FP（ファイナンシャルプランナーズ）協会があり、「行政機関と連携した取り組み」を行っております。是非情報収集して取り組むこともパラダイムシフトになるのではないのでしょうか。</p>	<p>NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ協会は、自治体の移住促進事業や家計改善支援事業への協力として、講師や相談員を派遣するなど、行政機関と連携した取組を進めております。</p> <p>このような取組は、新たな行政改革プランにおいて掲げる目標の達成において、有効な手段の一つとなり得るものであると考えられますので、具体的な取組を進めるにあたっての参考とさせていただきます。</p>	C

		<p>②No.10 町内会の活性化に向けた取組について</p> <p>平成27年度からの行政改革プランNEXT STAGEから重点課題として取り組んできていると思いますが、どのような成果があり今後さらにどう取り組むかが市民はわかっているのでしょうか。</p> <p>大事なことは具体的な取り組み課題を明確にして市民が分かるようにすべきではないでしょうか。</p>	<p>行政改革プラン－NEXT STAGE－では、「町内会加入促進の取組」として、各種イベント等での啓発のほか、市内企業や共同住宅の建築主等に対して加入促進の協力を依頼するなど、様々な形で啓発活動を進めております。</p> <p>新たな行政改革プランにおいては、これらの取組を継続するとともに、複数町内会での合同イベントに対する補助制度の実施など、町内会の活性化に向けた各種取組を検討・実施してまいります。</p>	C
		<p>③No.12 行政事務の民間委託については効率化も重要ですし、専門家も重要と思います。専門的な知識を持っている人材委託することを希望いたします。</p>	<p>専門的な知識・経験を有する人材の活用については、これまでも総合行政システムの導入支援として外部のコンサルタントへの委託を行うなどの取組を実施しております。また、福祉部門を中心に専門的な資格を有する職員を採用するなど、市内部での専門性の向上にも努めているところです。</p> <p>今後必要に応じ、専門的な人材の活用を進めてまいります。</p>	B
		<p>④No.21 職員人材育成と働き方改革の推進について</p> <p>苫小牧市の人材育成方針は平成24年に作成後新たな方針が出てないと思います。これも平成27年からの行政改革プランの中でも議論されていると思いますが、遅れていると議事録ではなっていますが、早めの取り組みが重要と思います。1年遅れれば2年間育成が遅れます。</p> <p>方針・課題があつての取り組みですので早めの着手希望いたします。</p>	<p>苫小牧市職員人材育成基本方針について、行政改革プラン－NEXT STAGE－に掲げる取組工程からは遅れて進捗しておりますが、令和元年度内の改定を予定しております。</p> <p>新たな行政改革プランにおいては、改定後の方針に基づき、人材育成の取組を積極的に進めてまいります。</p>	C

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等